

名張市水道給水条例施行規程（平成20年4月1日企業管理規程第5号）

最終改正:令和6年3月29日企業管理規程第4号

改正内容:令和6年3月29日企業管理規程第4号 [令和6年4月1日]

○名張市水道給水条例施行規程

平成20年4月1日企業管理規程第5号

改正

平成21年11月4日企業管理規程第1号
令和2年3月31日企業管理規程第8号
令和6年3月21日企業管理規程第1号
令和6年3月29日企業管理規程第4号

名張市水道給水条例施行規程

(目的)

第1条 この規程は、名張市水道給水条例(昭和39年条例第42号。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定める。

(給水の拒否)

第2条 条例第2条に規定する給水区域内にあっても、配水管が未布設である地区からの申込みがあった場合には、配水管が布設されるまでの期間は給水申込みを拒否することができる。

2 前項の申込者が、自己の費用で給水管を設置し、給水を申し込む場合においても、次に該当するときは、拒否することができる。

- (1) 給水量が著しく不足している場合
- (2) 事業計画内において対応し得ない多量の給水量を必要とする場合

(給水申込等)

第3条 給水を申し込む者又は条例第5条による給水装置の新設等を申し込む者は、給水申込書(様式第1号)を、条例第12条による水道使用を申し込む者は給水開始申込書(新設・改造)(様式第2号)をそれぞれ水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)に提出し、承認を受けなければならない。

(負担金適用範囲)

第4条 条例第6条第3項に規定する特にその他の供給条件の整備を必要とするときは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)上の開発行為及び名張市住宅地造成事業等に関する指導要綱(昭和46年制定)の適用を受ける場合
- (2) 前号に類する行為等で、管理者が特に必要と認めた場合

(負担金の金額等)

第5条 条例第6条第3項に規定する負担金は、水道供給事業負担金(施設工事費及び間接費)及び水資源施設負担金とし、算出基礎は別表のとおりとする。ただし、公共の用に供する開発等については、水資源施設負担金を免除することができる。

(協定の締結と変更)

第6条 第4条に該当する場合、給水を申し込む者は、管理者とその他の供給条件等について協定を締結しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項により締結した協定の内容を変更しようとする場合は、事前に管理者の承認を受け、変更協定を締結しなければならない。

3 管理者は、前項の承認を受けようとする者に対しては、変更内容を認定し、負担金納入等の義務を課することができる。

(専用せんの標識)

第7条 管理者は、専用せんを設置した家屋に、所定の標識を取り付けることができる。

(給水装置の構成)

第8条 条例第3条に規定する給水装置の構成は、分水せん、給水せん、給水管、給水用機器及びその他附属用具とする。ただし、管理者が必要ないと認めるときは、その一部を除くことができる。

(給水装置の構造及び材質の基準)

第9条 給水装置の構造及び材質は、次のとおりとする。

- (1) 配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から30センチメートル以上離れていること。
- (2) 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。
- (3) 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。
- (4) 水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。
- (5) 凍結、破損、侵食等を防止するための適当な措置が講ぜられていること。
- (6) 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。
- (7) 水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあっては、水の逆流を防止するための適当な措置が講じられていること。

2 前項各号に規定する基準を適用するについて、必要な技術的細目は、国土交通省令(浄水の水質を保持するために必要な技術的細目)にあっては、国土交通省令・環境省令)で定められたものとする。

(給水管及び給水用具の指定)

第10条 配水管分岐からメーターまでの給水管及び給水用具の使用材料については、管理者が別に定める。

(管理者の給水装置工事の施行範囲)

第11条 管理者が施行する給水装置工事の施行範囲は、配水分岐からメーターまでとする。

(受水槽の設置)

第12条 管理者は、給水管の口径等に比して、著しく多量の水を一時に使用する場合、その他管理者が必要と認めた場合は、受水槽を設置させることができる。

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査)

第13条 条例第19条の3第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理状況に関する検査は、次に定めるところによるものとし、設置者は、次に掲げる管理基準に従い、管理の実施に努めなければならない。

- (1) 水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期的に行うこと。
- (2) 有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために、水槽の点検等必要な措置を講じること。

- (3) 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたとときは、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。
- (4) 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。
- 2 前項の管理に関し、1年以内ごとに1回、定期に、簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者が給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこととする。
- (同意書等の提出)
- 第14条 条例第7条第3項に規定する同意書等は、次のとおりとする。
- (1) 他人の土地又は構築物に給水装置を設置しようとするときは、その土地又は構築物の所有者の同意書等
- (2) 他人の給水装置から分岐しようとするときは、その給水装置の所有者の同意書等
- (工事の設計)
- 第15条 条例第7条第2項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合の設計においては、平面図、立体図及び詳細図を作成し、給水管の種類、口径、延長、水せん類等の名称及び口径を記入するものとする。この場合において、その設計の範囲は、次のとおりとする。
- (1) 給水せんまで直接給水するものにあつては、配水管分岐から給水せんまで
- (2) 受水槽を設けるものにあつては、配水管分岐から受水槽の給水口まで
- 2 前項第2号の場合においては、受水槽以下の設計図を併せて提出しなければならない。
- (工事費の算出)
- 第16条 条例第8条に規定する工事費の算出方法は、次のとおりとする。
- (1) 材料費、運搬費、労力費及び道路復旧費は、管理者が定める単価により算出する。
- (2) 工事監督費は、材料費、労力費及び道路復旧費の合計額に100分の3を乗じて得た額とする。
- (3) 間接経費は、材料費、運搬費、労力費、道路復旧費及び工事監督費の合計額に100分の10を乗じて得た額とする。
- (4) 特別の費用を必要とするときは、費用算出計算書を作成するものとする。
- (5) 前各号の費用を加えて得た工事費合計額に100円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。
- (工事の保証)
- 第17条 管理者の施行に係る給水装置工事のしゅん工後、1年以内に当該工事の欠陥に起因して破損したときは、市の費用をもって修繕する。ただし、不可抗力又は使用者の故意若しくは過失による場合は、この限りでない。
- (所有者の住所不明の届出)
- 第18条 給水装置の所有者の住所が不明のときは、給水装置を管理するものが、その旨を管理者に届け出なければならない。
- 2 前項の管理をする者は、条例第13条に規定する給水装置の所有者の代理人とみなす。
- (私設消火せんの封印)
- 第19条 私設消火せんは、市において封印する。
- (メーター指針の端数の取扱い)
- 第20条 メーターの指示量に1立方メートル未満の端数があるときは、翌月に繰り越して計算する。ただし、料金を精算するときは、その端数を切り捨てて計算する。
- (メーターの設置基準)
- 第21条 メーターは、次の基準により設置する。ただし、管理者がこの基準により難しいと認めるときは、この限りでない。
- (1) 給水せんまで直接給水するものについては、給水装置ごとに 1個
- (2) 受水槽を設置するものについては、受水槽ごとに 1個
- (メーターの設置場所)
- 第22条 メーターは、給水管と同口径を標準とし、給水せんより点検に支障をきたさないよう公道側に近接する宅地内に設置しなければならない。
- 2 メーターの保管者は、メーターの点検又は機能を妨害するような物件を設置場所に置き、又は工作物を設けてはならない。
- 3 前項の規定に違反したときは、メーター保管者に現状回復を命じ、これを履行しないときは、管理者が施行してその費用を違反者から徴収する。
- 4 管理者が必要と認めるときは、メーターの設置場所を変更させることができる。
- (亡失メーターの損害額)
- 第23条 メーターを亡失したときは、帳簿原価に基づいて、定額法により、使用の経過年数に応じて減価償却額を決め、次の算式により計算した残存価額を損害額として徴収する。
- $$\text{残存価額} = \text{帳簿原価} - (\text{帳簿原価} \times 0.9 \times 0.083 \times \text{経過年数})$$
- 2 メーターの取替年数は、8年とする。
- 3 帳簿原価及び使用経過年数は、メーター台帳等により算出する。
- (き損メーターの損害額)
- 第24条 メーターをき損したときは、修理に要した費用に100分の10を加算して徴収する。
- (給水装置及び水質の検査)
- 第25条 条例第20条第2項に規定する特別の費用を要したときは、次の各号のいずれかに該当するものとする。
- (1) 給水装置については、その構造、材質若しくは機能又は漏水についての通常以外の検査を行うとき。
- (2) 水質については、色、濁り又は消毒の残留効果に関する検査等、飲用の適否に関する検査以外の検査を行うとき。
- 2 管理者が検査の必要がないと認める相当の理由があるときは、検査の請求を拒むことができる。
- (用途)
- 第26条 条例第22条の規定による用途区分の適用範囲は、おおむね次に定めるところによる。ただし、用途決定が困難な場合は、管理者の認定による。
- (1) 家事用 一般家庭、集合住宅の入居者及びこれに類する使用のもの
- (2) 業務用 業務に使用するもので、家事用、浴場用又は臨時用以外のもの
- (3) 浴場用 公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律(昭和56年法律第68号)第2条に規定する公衆浴場で、三重県公衆浴場法施行条例(平成7年三重県条例第50号)第2条第1号に規定する普通公衆浴場に使用するもの
- (4) 臨時用 臨時に使用する事務所、興行及びこれに類する使用のもの
- (使用水量の通知)
- 第27条 使用水量を計算したときは、その都度使用者に使用水量を通知する。
- (使用水量の認定)
- 第28条 条例第24条第1号及び第3号に規定する使用水量の認定は、前6月間若しくは後6月間における使用水量又は前年同期の使用水量その他使用状況等を考慮して定めるものとする。
- (料金の納期)

第29条 納入通知書による料金の納期限は、通知書発付の日から15日以内とする。

(身分証明書の携帯)

第30条 職員は、給水装置の検査及び工事並びにメーターの点検その他給水管理調査のために、使用者の居宅内又は施設に立ち入るときは、身分証明書を携帯しなければならない。

(停水処分)

第31条 条例第32条の規定により給水を停止する場合は、あらかじめ使用者に通知する。

(料金等の徴収方法及び領収印)

第32条 料金等は、口座振替、現金納付その他管理者が認める方法で徴収する。

2 企業出納員又は現金取扱員が、前項の現金納付を受けた場合の領収書は、所定の領収印があるもの限り有効とする。

(細目)

第33条 この規程の施行に必要な様式その他の細目については、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行前に、廃止前の名張市水道給水条例施行規則によりされた処分、手続きその他の行為は、この規程によりされた処分、手続きその他の行為とみなす。

附 則(平成21年11月4日企業管理規程第1号)

この規程は、公布の日から施行(中略)する。

附 則(令和2年3月31日企業管理規程第8号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月21日企業管理規程第1号)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月29日企業管理規程第4号)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表(第5条関係)

負担金表

負担金名	算出基礎	有効期間
水道供給事業負担金	施設工事費は設計金額とする。間接費は事務費、維持管理費その他供給に要する費用として管理者が定める。	設計金額を通知した日より3月以内
水資源施設負担金	管理者が認定した1日最大給水量に145,000円(1立方メートルにつき)を乗じて得た額	

受付番号	
給水番号	順路番号

給水開始申込書（新設・改造）

年 月 日

名張市長 宛て

申 込 者	住 所	
	フリガナ	
	氏 名	
	連 絡 先	TEL 【自宅・勤務先】

水道使用については、名張市水道給水条例及び同施行規程を固く守ります。

給水装置設置場所	名張市	番地
----------	-----	----

給水装置の使用者（納付義務者）	
住 所	
フリガナ	
氏 名	㊟

給水装置の所有者	
住 所	
氏 名	㊟

給水装置の旧使用者	
住 所	
氏 名	㊟

給水装置の旧所有者	
住 所	
氏 名	㊟

【お願い】

給水装置設置場所の番地及び使用者のフリガナは必ず記入して下さい。

用 途	家事用 ・ 業務用 ・ 浴場用 ・ 臨時用				
メーター	口 径	番 号	耐 年	指 針	取 付 年 月 日
	φ mm		年 月	m ³	年 月 日

加 入 金		円	確認印

水 道 供 給 事 業 負 担 金		円	確認印

水 資 源 施 設 負 担 金		円	確認印

再 開 栓 手 数 料		円	確認印

メーター取付費		円	確認印

入力処理	順 路 図

(裏面)

代 理 人 届

名張市水道給水条例第 13 条の規定により、次の者を代理人として届け出ます。

代理人	住 所	名張市	
	氏 名		印

所有者	住 所		
	氏 名		印

注意事項

1. 代理人は、所有者が市内に居住するまでの間及び所有者が市内に居住しないとき、水道業務について一切の責任を負うこと。
2. 代理人は、市内居住（住民登録）者であること。